

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第9号）

- 件 名 公文書開示請求を行った件についての開示状況の推移が分かる文書及び情報公開室内に滞っている対象文書の特定ができる文書並びに情報公開係長が通知した文書の保有個人情報開示請求に係る非開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成21年5月11日
- 実施機関の決定日 平成21年5月14日
- 実施機関（担当課） 知事（文書学術課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 請求に係る保有個人情報を保有していないため
- 異議申立て年月日 平成21年5月21日
- 異議申立ての内容 非開示決定を取り消し、請求に係る保有個人情報の開示を求める。
- 諮問年月日 平成21年5月25日
- 答申年月日 平成21年10月29日
- 答申の概要

<審議会の結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が異議申立ての対象となった保有個人情報について行った非開示決定は、妥当である。

<審議会の判断>

1 本件保有個人情報について

本件開示請求は、異議申立人が公文書開示請求を行った件についての開示状況の推移が分かる文書及び情報公開室内に滞っている対象文書の特定ができる文書並びに情報公開係長が通知した文書に記載された保有個人情報の開示を求めるというものである。

これに対して、実施機関は、本件保有個人情報が記載されている公文書は保有していないことを理由に非開示決定を行ったことから、以下、本件保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件保有個人情報の不存在について

富山県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第1項は、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の

記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体と解され、「その他の記述等」の例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。

また、「（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることをいい、この条例の保護対象とするものである。そして、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。しかしながら、特別の調査をすれば入手できるかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めないものと解されている。したがって、公になっているとは言えない「〇〇〇のは異議申立人本人である」という、特定の職員が職務上知り得た特別な情報は、「他の情報」に含まれないものである。

異議申立人は、平成〇年〇月〇日付け「〇〇〇」と題する書面及び平成〇年〇月〇日付け「〇〇〇」と題する書面との合計2枚を、異議申立書に添付している。これらの文書は、実施機関が異議申立人に対し、参考として任意に情報提供したものであるが、審議会において、条例第2条第1項の規定に照らし、これらの文書を見分したところ、当該文書には、氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人を本人であると識別することができる情報が記載されているとは認められなかった。

また、上記2件の文書以外に、異議申立人の〇〇〇に係る開示請求に関する文書を作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然又は不合理な点はないと認められた。

なお、本件開示請求は、条例に基づいて実施機関が保有する異議申立人の保有個人情報に対して行われたものであるので、「情報公開請求である」、また、「文書の中に、異議申立人の名前の有る無しにかかわらず、本件開示請求に係る公文書の特定は容易にでき、一般の公文書開示請求と同様なものと解釈できる」という異議申立人の主張は、現に、個人情報保護制度と情報公開制度とがそれぞれ別の制度として確立され存在する以上、採用することはできない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、審議会の判断を左右するものではない。

別記

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成21年 5月25日	諮問書を受理
平成21年 6月 1日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 7月31日	非開示理由説明書を受理
平成21年 9月 9日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年10月16日 (第32回審議会)	諮問事案の概要説明・審議 実施機関の職員から非開示理由説明を聴取
平成21年10月29日	答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
小 路 みつ子	富山県婦人会副会長	
西 紀美子	元富山市理事 社会福祉法人富山国際学園福社会理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長